明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九二）　二
○植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二九三）　二
○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九四）　三
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（二九五）　三

〔告　示〕
○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく登録送信適正化機関の代表者の変更に関する件（**消費者庁・総務**一）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**法務**一六六）　三
○洪水被害インフラ緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三〇五）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三〇六）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））の採捕の停止に関する件（**農林水産**一三七六）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**一六三）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九四〇～九四三）　四
○直轄砂防工事を施行する件（**同**九四四）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**九四五～九四七）　五
○登録基幹技能者講習の登録をした件（**同**九四八、九四九）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**八七）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二五五）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一五）　七

〔国会事項〕
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　会計検査院　八

〔人事異動〕
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一、福井同一、佐賀同一）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔皇室事項〕
労　働　八

〔官庁報告〕
労　働　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他
三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九二号）（農林水産省）

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二九三号）（農林水産省）

一　植物防疫法施行令の一部改正関係

1　登録検査機関の登録の有効期間は、四年とすることとした。

2　都道府県への交付金の交付について、当該予算総額の四割は、次に掲げる特別の事情に対応した侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病害虫防除所の運営を行うための経費を要する都道府県に配分するものとすることとした。

㈠　有害動物又は有害植物のまん延に対処するためその他農業生産の安全及び助長を図るため緊急に植物の検疫、防除及び発生予察事業を行う必要があると認められること。

㈡　㈠に掲げるもののほか、有害動物又は有害植物の分布及び過去の侵入又はまん延の状況、有用な植物の栽培又は植生の状況等の特別の事情（第一条関係）

二　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正関係

所要の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　経過措置

農林水産大臣は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日前においても、都道府県の承諾を得て、侵入調査事業の実施に関する計画を定めることができるものとすることとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行するものとすることとした。